**別記**

**第１号様式**（第２条関係）

９センチメートル

|  |
| --- |
| 第　　　　　号写真貼り付け箇所身分証明書所属職名氏名６センチメートル年　　月　　日生有効期限　　　　　　年　　月　　日上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第５条第１項、第22条第１項又は第30条第１項の規定により、他人の占有する土地に立ち入り、又は立入検査をすることができる者であることを証明します。年　　月　　日発行高知県知事　　　　　　　　　　 |

備考　１　写真の大きさは、縦４センチメートル、横３センチメートルとする。

２　この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

３　この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

（裏面）

|  |
| --- |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）（基礎調査のための土地の立入り等）**第５条**　都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。２～４　略５　第１項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。６　略７　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第１項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。８～10　略（立入検査）**第22条**　都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第10条第１項、第17条第１項、第18条第２項、第19条又は前条第１項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。２　第５条第５項の規定は、前項の場合について準用する。３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（緊急調査のための土地の立入り等）**第30条**　都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。２　第５条（第１項及び第４項を除く。）の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第８項から第10項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。**第39条**　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。(１)　第５条第７項（第30条第２項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者(２)　第22条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者**第41条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財　産に関し、前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。 |